平成２７年（フ）第３１５６号
東京都墨田区亀沢１丁目11―５―603
債務者　成田　有美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１５７号
埼玉県川越市大字鯨井新田21―26　ハイツ北村２号室
債務者　藤田　貢蔵
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１６６号
東京都武蔵村山市中央３丁目53―９―202
債務者　金野　広信
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１７０号
東京都渋谷区本町４丁目53―９―103
債務者　田村　貴人
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１７５号
東京都練馬区東大泉６丁目44―４―101
債務者　矢島　　豊（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８３号
東京都荒川区東日暮里４丁目17―２
債務者　貝瀬　裕重
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８４号
東京都北区赤羽台１丁目５―６―1010
債務者　小田　耕市
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８５号
東京都世田谷区世田谷１丁目21―７―507
債務者　阿部　　力
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８６号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目４―４
債務者　山崎　奈緒
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９６号
埼玉県さいたま市緑区東大門２丁目７―20―105
債務者　岩出　博幸
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９７号
東京都八王子市鑓水２丁目82―５―603
債務者　渡辺　　浩
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２００号
東京都八王子市片倉町713―９―203
債務者　渡邉　美鈴
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２１１号
東京都文京区千駄木１丁目22―２
債務者　竹田　佳代
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２１２号
東京都足立区綾瀬１丁目33―15―305
債務者　鈴木　　晃
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２１３号
東京都小金井市梶野町３丁目11―22―７
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２１５号
埼玉県川口市戸塚東１丁目３―７―303
債務者　山本　秀美
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部